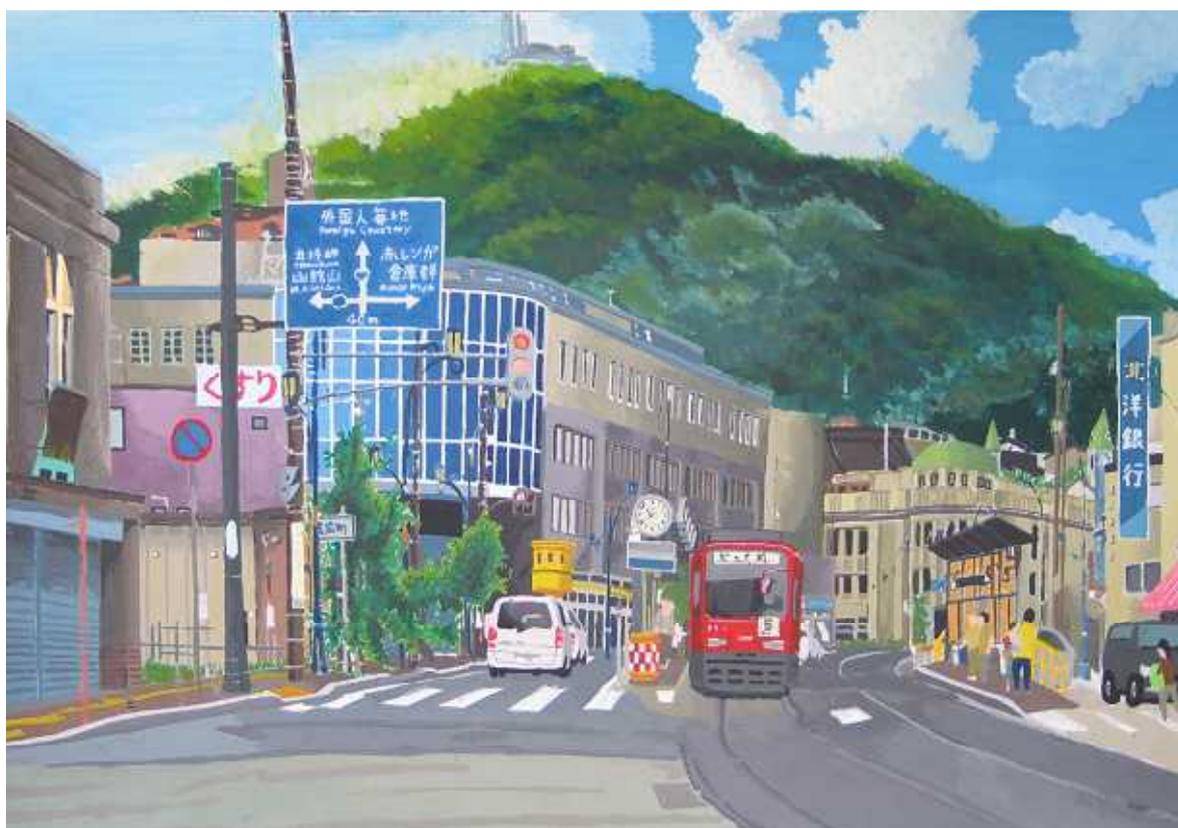


共に未来を生きる子どもの育成を目指して
「情報モラル教育」の充実のために



平成20年7月

函館市教育委員会

刊行に寄せて

近年、急速な社会の変化に伴う情報通信技術の目覚ましい進展により、コンピュータや携帯電話を利用して、必要な情報を瞬時に収集したり、自由に情報を送受信できるようになりました。

このような情報社会は、日常生活に大きな変化をもたらし、様々な情報を簡単に入手できるようになる一方で、子どもたちがインターネットや携帯電話を介した犯罪に巻き込まれる危険性など、様々な問題が指摘されております。

このようなことから、情報社会の中で、主体的に生きる子どもの育成を目指し、学校において、情報モラル教育の一層の充実が図られることを願い、「情報モラル」指導資料を作成しました。

本資料は、子どもの発達段階に応じて系統的な情報モラルの指導ができるよう、多くの事例を掲載するとともに、家庭と学校が連携した指導が行われるよう配慮しております。

各学校におきましては、本資料を授業はもとより、教員の研修や家庭への啓発にも活用するなど、情報モラル教育の一層の充実に努めていただくことを期待しております。

終わりに、本指導資料の発刊に当たりまして、指導資料作成委員の皆様には、多大なご協力をいただきましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

平成20年7月

函館市教育委員会教育長

多賀谷 智

目 次

1	子どもたちを取り巻く状況		
	(1) 子どもを取り巻く環境	-----	P 1
	(2) 函館市の子どもの実態	-----	P 2
	(3) 情報化の「光と影」	-----	P 3
2	情報モラル教育の必要性		
	(1) 情報モラルとは	-----	P 6
	(2) 情報モラル教育と道德教育	-----	P 6
	(3) 情報モラル教育に含まれる内容	-----	P 7
	(4) 指導内容の構成	-----	P 8
	(5) 5つの柱とその目標	-----	P 9
3	今すぐできる情報モラル指導実践事例		
	・実践事例1～情報の信ぴょう性	(対象：小学校中学年) -----	P 10
	・実践事例2～ネット上での誹謗中傷	(対象：小学校中学年) -----	P 11
	・実践事例3～チェーンメール	(対象：小学校高学年) -----	P 12
	・実践事例4～個人情報の保護	(対象：小学校高学年) -----	P 13
	・実践事例5～インターネット上の不正請求	(対象：中学生) -----	P 14
	・実践事例6～出会い系サイト等の有害情報から子どもを守る	(対象：中学生) -----	P 15
	・実践事例7～パソコンや携帯電話が健康に与える影響	(対象：高学年～中学生) -----	P 16
4	保護者と連携した情報モラル指導		
	(1) 家庭での指導の重要性	-----	P 17
	(2) 家庭における「情報モラル」教育のポイント	-----	P 18
5	ネットトラブルへの対応		
	(1) 掲示板及びチャット等への不適切な書き込みへの対応	-----	P 19
	資料編		
	(1) 「情報モラルチェックシート」(児童生徒用)	-----	P 20
	(2) 先生のための「情報モラルチェックシート」	-----	P 21
	(3) 保護者のための「情報モラルチェックシート」	-----	P 22
	(4) 校内研修資料例	-----	P 23
	(5) 保護者啓発資料例	-----	P 25
	(6) 活用できる情報モラルW e b サイト等	-----	P 27

1 子どもを取り巻く環境

(1) 子どもを取り巻く現状

コンピュータや携帯電話などのネットワーク技術の進化と普及によって、子どもたちのインターネット活用は急速に広まっており、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、次から次へと新しい展開をみせる情報技術の進歩により、便利さとともに、新たな問題も発生しています。

今年の5月には、福岡県北九州市内の高校1年の女子生徒が、インターネットのブログへ書き込まれた誹謗中傷の内容を苦にして、自らの命を絶つという痛ましい事故が発生しました。また、インターネット上のコミュニケーションの行き違いから、思わぬ事件に発展してしまったケースも全国で報告されており、本市においても、インターネットや携帯電話を介した問題が多く発生しています。

このように、インターネットを通じた情報が、精神的に未成熟な子どもに与える影響は計り知れないものがあります。

インターネットや携帯電話の基礎知識

チャット

インターネット上に書き込みコーナー（部屋）が設けられ、文字による短いメッセージをリアルタイムでやりとりする。大勢が同時にニックネーム（ハンドルネーム）で参加し、仮想人物になりすますことができる。

掲示板(BBS)

インターネット上にメッセージを書き込むボードが設けられ、大勢がニックネームで参加し、テーマに沿って意見や感想を書き込む。他の人の書き込みへのコメントを書くこともできる。だれでも書き込み可能なことが多い。

Webページ

一般にホームページといわれている文書のことを指す。画像、音声、動画など複数のデータを関連させ、同じ画面に表示させたり、マウスでクリックするとデータを呼び出したりできる文書（ハイパーテキストと呼ばれる）である。

ブログ

簡単にホームページ上に日記などを公開できるシステムのこと。Webへの記録(log)という意味の言葉Weblogが短縮されて、ブログと呼ばれるようになった。携帯電話からメールを送信すると情報を掲載できるブログもあり、利用者は急増している。

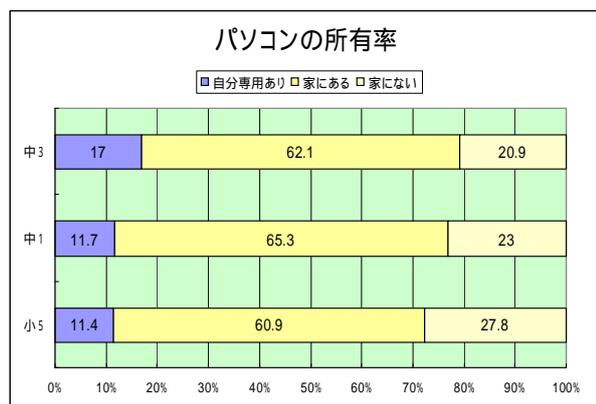
プロフ

「プロフィール」の略で、インターネット上で自己紹介のWebページを作成できるサービスのこと。高校生を中心にコミュニケーションツールとして流行しており、主に携帯電話から利用されているが、個人情報の過剰な露出が問題となっている。



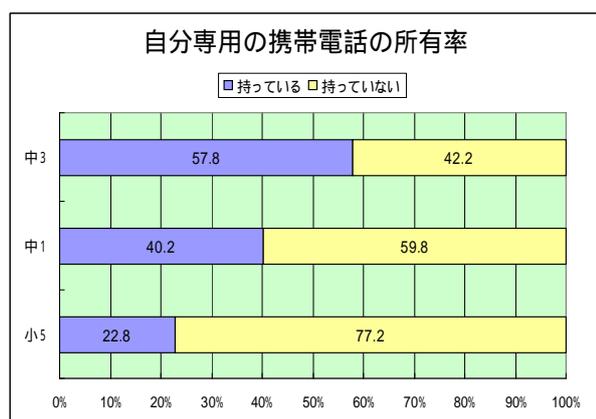
(2) 函館市の子どもの実態

情報モラル教育は、子どもの実態を把握し、その状況に応じた指導が求められます。以下は、平成19年度に函館市養護教育研究会が行ったアンケート調査の結果です。



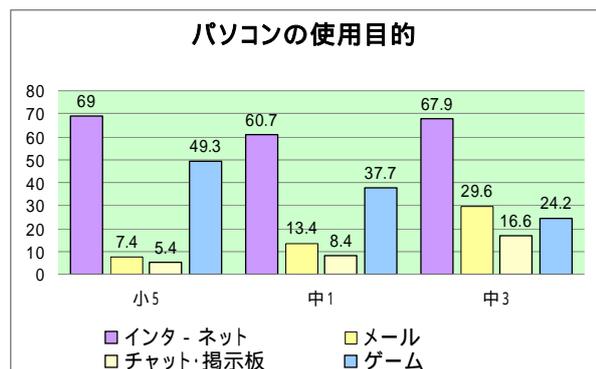
< パソコンと携帯電話の所有率 >

函館市の子どもたちのパソコンや携帯電話の所有率は、学年が上がるにつれて高くなっています。小学校5年生でパソコンがおよそ72%、携帯電話がおよそ23%です。また、中学校3年生では、パソコンはおよそ80%、携帯電話はおよそ58%の子どもが所有しています。

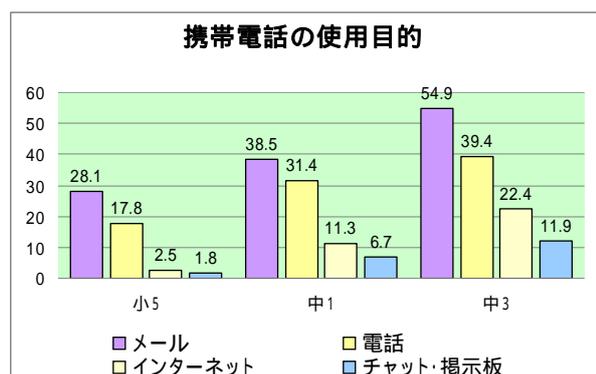


< パソコンと携帯電話の使用目的 >

パソコンの使用目的は、各学年ともインターネットの割合が最も高く、学年が上がるにつれて利用する割合が高くなる傾向にあります。メールやチャット、掲示板についても、学年が上がるにつれて使用する割合が高くなっており、中学校3年生では、メールがおよそ30%、チャットや掲示板がおよそ17%となっています。



携帯電話の使用目的は、各学年とも、メールの割合が高くなっています。小学校5年生では、およそ28%、中学校1年生でおよそ39%、中学校3年生になると、およそ55%となっています。



インターネットや携帯電話の利用状況について、各学校の子どもたちの実態を把握し、日常の授業や、保護者への啓蒙に役立てていくことが大切です。

(平成19年度 函館市養護教育研究会
アンケート調査より)

(3) 情報化の「光と影」

「光」の部分

インターネットや携帯電話には様々な特性がありますが、主に次のような有用性（「光」の部分）があります。

コミュニケーション

高速，大容量，双方向，低コストの情報ツールとして，コミュニケーションの可能性を大きく広げることができます。国内外の様々な情報（文字，音声，画像，映像）に簡単にアクセスすることができるだけでなく，自分からも世界に向け情報を発信することができます。

教育

多種多様なコミュニケーションを可能にするインターネットは，優れた教育ツールとしても注目されています。豊富な情報の中から必要な情報を取り出す優れた「検索」機能により，教育的価値の高い資料や素材へのアクセスが容易になり，調べ学習など，个性的かつ創造的な学習方法を可能にします。



生活・文化・社会

インターネットの利便性やデジタル情報の有用性は，私たちの生活全般に生かされています。行政サービスの向上や市民参加を目指した電子政府・電子自治体の推進は，市民生活に大きな利益をもたらすものとして注目されており，福祉・医療分野においてもインターネットを利用した様々なサービス（遠隔医療システム等）に大きな期待が寄せられています。

エンターテインメント

エンターテインメント・ツールとしてのインターネットの可能性は大きく広がっています。ブロードバンドの普及に関連して，ストリーミング・コンテンツへの需要が高まっており，テレビやゲーム，音楽などエンターテインメント関連情報へのアクセスが急増しています。ネットでの音楽配信や電子出版などに加え，最近では，オンライン・ゲーム の人気も急上昇しています。

-
- ・ストリーミング・コンテンツ ...インターネットで，ネットワークを通じて，音声や映像データを受信しながら再生できる内容。
 - ・オンライン・ゲーム ...インターネット回線に接続して，複数のプレイヤーが同時に楽しむことのできるゲーム。

「影」の部分

インターネットや携帯電話は様々な有用性がある反面，特に子どもにとっては危険性も潜在しています。その危険性の主なものとして，次のようなことが考えられます。

有害サイト

様々な情報が氾濫するインターネットには，わいせつな画像・文章が掲載されたアダルトサイトや出会い系サイト，暴力，犯罪，自殺など反社会的なサイトなど，子どもに不適切な有害サイトも少なくありません。これらの有害情報が子どもの心身に及ぼす悪影響が懸念されています。

さらに，掲示板やチャットなどでは，嫌がらせ，中傷，脅迫などの不快なメッセージや子どもに聞かせたくない会話等にさらされる危険性もあります。

特に最近では，学校裏サイト における誹謗中傷のような「ネットいじめ」などが，大きな社会問題となっています。



犯罪

有害サイトの中には，犯罪の手口や方法，武器や毒物の入手・作成方法など，犯罪を誘発するような悪質なものもあります。また，チャットやメールなど，双方向性というインターネットの性質がゆえに，子どもが危険な人物と出会うおそれもあり，犯罪に巻き込まれるケースもあります。さらには，出会い系サイトを通じ，児童買春の危険にさらされたり，場合によっては子ども自らが加害者になってしまう場合もあります。

虚偽情報

インターネットの情報の中には，事実と異なる虚偽の情報や意図的なウソ，デマ情報も数多く含まれています。誰もが簡単に情報発信者になれるインターネットには，正しい情報かどうか，信頼性の高い情報かどうか等，情報の質を事前にチェックする特定の機能やシステムがありません。知識や経験の不十分な子どもがこのような虚偽の情報を安易に信じてしまうと，自分が被害者になるだけでなく，他者に迷惑をかけたり，自ら虚偽情報の発信者になってしまうおそれもあります。

-
- ・学校裏サイト ...ある特定の学校の話題のみを扱う非公式の匿名掲示板である。2008年3月に発表された文部科学省による調査では3万8000サイト以上あるとされ，そのうち5割で個人を誹謗中傷する言葉が含まれていることが確認された。

プライバシー（個人情報）

名前や年齢，職業，住所，電話番号，学校名などの個人情報を掲示板などに書き込んだ結果，嫌がらせやストーカー被害などに遭ったり，他者に悪用されたりするケースもあります。また，チャットで親しくなった相手に個人情報をもらしたことや，プロフィールに簡単に個人情報を書いてしまうことにより，子どもが犯罪に巻き込まれる危険性もあります。

他者への誹謗中傷

匿名で書き込みができる掲示板では，特定の人物の実名をあげ，その人物に関する非難や暴露などが頻繁に行われています。その中には，虚偽や，事実の歪曲に基づくものも多く，他者への誹謗中傷に該当する情報をウェブページに掲載したり，特定の人々やグループ等に対する差別的な発言など，人権を脅かす行為も少なくありません。特に，子どもにとっては，不快な言葉や恐ろしい表現等に触れる可能性が高く，子どもに心理的な悪影響を及ぼす可能性もあります。

身体的悪影響

パソコンの長時間（長期間）利用は，視力や体力の低下など，健康に悪影響を及ぼす危険性があります。モニター画面を凝視したり，画面から放射される光の刺激で，眼精疲労や近視を招くおそれが高く，戸外で活動する時間が減少することにより，骨格や筋肉の機能低下，体力の減退，肥満，ストレス，姿勢の悪化を招く可能性があります。また，身体的発達の未熟な子どもの場合，電子的刺激によるてんかん発作や吐き気，頭痛，身体の硬直，震えなどの症状が出ることもあります。

心理的悪影響

インターネットに氾濫する様々な有害情報は，子どもの精神的発達だけでなく，価値観やモラルにも悪影響を及ぼすおそれがあります。特に，暴力や性に関する情報の中には不適切な内容のものが多く，暴力や性に対する子どもの意識を著しく歪め，健全な心の発達を阻害することが懸念されています。また，不快な言葉などに触れることで，心理的ダメージを受ける場合もあります。一方，ネット上での仮想的な人間関係に没入し，生活上の支障を引き起こすネット中毒ないし依存症の事例も見られます。また，家族や友人とコミュニケーションをもつ時間が減り，孤独感が高まる，抑うつが強まるなど，心の病気を招くとする指摘もあります。

2 情報モラル教育の必要性

(1) 情報モラルとは

「情報モラル」とは、「情報社会を健全に生き抜いていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度」ととらえることができます。

特に、子どもにとっては、情報社会の「影」の部分についての正しい理解と対処方法などを身に付けることが大切であり、情報モラル教育においては、情報社会での確かな判断ができない児童生徒に対して、危険な場面に出あわせないために、危険回避能力を育てる観点が重視されています。

こうしたことから、各学校においては、道徳の時間をはじめ、教育活動全体で、日常生活における規範意識等に加えて、情報社会に参画する態度や安全に情報を活用するための知識・技能などを適切に育成する情報モラル教育を推進していくことが大切です。

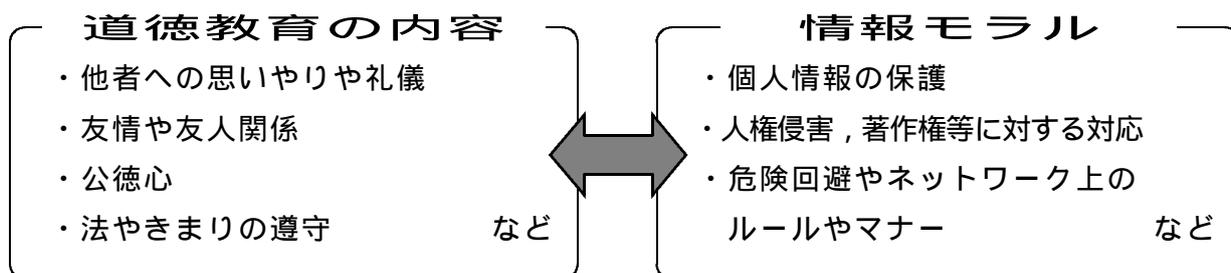
(2) 情報モラル教育と道徳教育

新学習指導要領においては、

(「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

として、「情報モラルに関する指導」が新たに追加されました。



情報モラルに関する指導について、道徳の時間では、道徳の内容との関連を踏まえて指導することが大切です。

指導に際しては、情報モラルにかかわる題材を生かして話し合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、児童の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりする工夫などが考えられます。



(3) 情報モラル教育に含まれる内容

ネットワークの中では、どんな人でもネットワークに接続した瞬間から、あるいは携帯電話を手にして、コミュニケーションを開始した瞬間から、見知らぬ人とのつながりや社会との接点が生じます。

したがって、ネットワークから有益な情報が得られる反面、様々な危険を避ける知識と技能を身に付けさせるとともに、情報社会やネットワークの特性を理解し、自分自身で確かな判断ができる力を育成することが求められます。

つまり、情報モラル教育においても、知識・技能の習得と思考力、判断力等の育成の双方が重要であり、これらのバランスを重視して、意図的・計画的に指導することが求められます。このような点からも、すべての教員が共通理解を図り、学校が組織的に取り組むことが、子どもに情報モラルを身に付けさせる上で大切です。

情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育てること

情報社会の倫理に関すること

- ・ 発信する情報や情報社会での行動や情報社会への参画に責任をもつとともに、義務を果たす態度を身に付ける。
- ・ 情報に関する自分や他者の権利を尊重し、理解する。

法の理解と遵守に関すること

- ・ 情報社会でのルールやマナーを遵守し、互いにルールや法律を守ることによって社会が成り立っていることを知る。

情報社会で安全に生活するための危険回避方法の理解や

セキュリティの知識・技能、健康への意識を育てること

安全への知恵に関すること

- ・ 情報社会の危険から身を守り、不適切な情報に対応するとともに、危険を予測し被害を予防する。
- ・ 情報を正しく安全に利用するとともに、情報を正しく安全に活用するための知識や技能を身に付ける。
- ・ 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる。

情報セキュリティーに関すること

- ・ 生活の中で必要な情報セキュリティーの基礎的・基本的な知識を身に付け、対応することができる。

公共的なネットワーク社会の構築に関すること

- ・ 情報社会の一員として、公共的な意識をもち、適切な判断や行動ができる。

(4) 指導内容の構成

情報モラルの指導については、次のような視点で体系的に取り組む必要があります。

- 1 情報社会の倫理
- 2 法の理解と遵守
- 3 安全への知恵
- 4 情報セキュリティ
- 5 公共的なネットワーク社会の構築

「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」の内容は、道徳教育の内容との関連を図りながら、指導することが大切です。特に、低学年では、規範意識や他人への思いやりの指導を重視し、中学年からは、徐々に情報社会の特性や情報モラルについて触れるようにすることが大切です。

また、高学年や中学生は、情報社会への参画における責任や義務、態度を、自ら考えさせ理解させるように指導していく必要があります。

コラム 学校が組織的に取り組んだ実践事例

携帯電話の利用について校内で共通理解を図った例（資料編 P 23 ~ 24 ➡）

生徒指導部が中心となり、携帯電話の利便性や危険性について、教員が共通理解を図り、学校が組織的に指導に取り組むことがねらいです。

インターネットや携帯電話の利用について保護者用啓発資料を作成した例

（資料編 P 25 ~ 26 ➡）

子どもたちのインターネットや携帯電話の利用について、保護者に注意してほしいことを、啓発資料にまとめ配布し、保護者の意識向上を図ることがねらいです。



(5) 情報モラル指導における 5 つの柱とその目標

	小 学 校	中 学 校
情報社会の倫理	* 発信する情報や、情報社会での行動に責任をもつ。	* 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす。
	* 情報に関する自分や他者の権利を尊重する。	* 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する。
法の理解と遵守	* 情報社会でのルール・マナーを遵守する。	* 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る。
安全への知恵	* 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる。	* 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する。
	* 情報を正しく安全に利用することに努める。	* 情報を正しく安全に活用するための知識や技能を身につける。
	* 安全や健康を害するような行動を抑制する。	* 自他の安全や健康を害するような行動を抑制する。
情報セキュリティ	* 生活の中で基本となる情報セキュリティの基本を知る。	* 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身につける。
	* 情報セキュリティの確保のために、対策・対応をとる。	
公共的なネットワーク社会の構築	* 情報社会の一員として、公共的な意識をもつ。	* 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる。

3 今すぐできる情報モラル指導実践事例

実践事例1 ～情報の信ぴょう性について～

ゲームソフトをもらっちゃおう！（対象学年：小学校中学年）

（1）目標

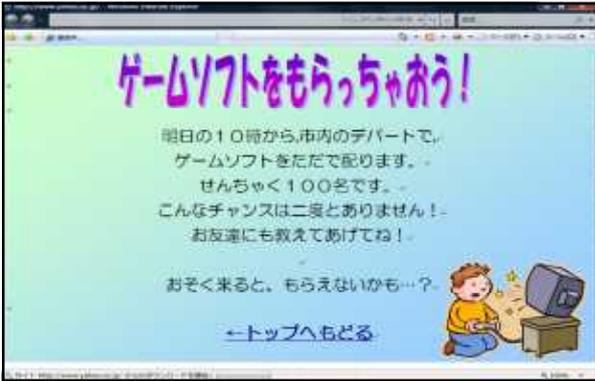
インターネットの情報には、ウソの情報や危険な情報も含まれていることを知り、そのようなサイトを見ないようにする態度や、必要のない情報や危険な情報に対しては、主体的に避けようとする態度を身に付ける。

（2）題材について

情報の検索や他者とのコミュニケーションの道具として、社会に広く普及したインターネット上には有益な情報もあれば、ウソの情報や子どもにとって不必要な情報も含まれており、適切に判断することが難しい。

ここでは、擬似的な体験を通して、不必要な情報を主体的に避けようとする態度をはぐくみたい。

（3）指導計画案

児童の活動	評価（ ）と留意点（ ）										
<p>いくつかのwebページを見る。 うそのページを見る。</p>  <p>うその情報を見て、感じたことを交流する。 うその情報であるとわかったときの感想を交流する。 被害例を知る。 今後、どのような態度でインターネットの情報に接するべきかを知る。 「見ない」「しない」「近づかない」ことを知る。</p>	<p>インターネットの情報はすべて正しいと判断することは危険であることを知る。</p> <table border="1" data-bbox="807 1532 1406 1921"> <thead> <tr> <th colspan="2">うその情報が広まった例</th> </tr> <tr> <th>主な例</th> <th>どうなったか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「〇月△日に××県で大きな地震がくる」という、うその情報がインターネットやメールで広まった。</td> <td>多くの人がその情報を信用して、水や非常食を買うために、スーパーに殺到した。</td> </tr> <tr> <td>「友達の友達がレストラン△△で食事を注文したら、料理の中から虫が出てきたらしいよ」という情報をインターネットに書いた。</td> <td>そのレストランは、お客さんの数がへり、数か月後にはつぶれてしまった。</td> </tr> <tr> <td>中学生が、いたずら半分の気持ちで「××小学校にばくだんをしかけた」という文章をインターネットに書きこんだ。</td> <td>けいさつがインターネットに書きこんだ中学生を見つけ出し、その中学生はたいほされた。</td> </tr> </tbody> </table>	うその情報が広まった例		主な例	どうなったか	「〇月△日に××県で大きな地震がくる」という、うその情報がインターネットやメールで広まった。	多くの人がその情報を信用して、水や非常食を買うために、スーパーに殺到した。	「友達の友達がレストラン△△で食事を注文したら、料理の中から虫が出てきたらしいよ」という情報をインターネットに書いた。	そのレストランは、お客さんの数がへり、数か月後にはつぶれてしまった。	中学生が、いたずら半分の気持ちで「××小学校にばくだんをしかけた」という文章をインターネットに書きこんだ。	けいさつがインターネットに書きこんだ中学生を見つけ出し、その中学生はたいほされた。
うその情報が広まった例											
主な例	どうなったか										
「〇月△日に××県で大きな地震がくる」という、うその情報がインターネットやメールで広まった。	多くの人がその情報を信用して、水や非常食を買うために、スーパーに殺到した。										
「友達の友達がレストラン△△で食事を注文したら、料理の中から虫が出てきたらしいよ」という情報をインターネットに書いた。	そのレストランは、お客さんの数がへり、数か月後にはつぶれてしまった。										
中学生が、いたずら半分の気持ちで「××小学校にばくだんをしかけた」という文章をインターネットに書きこんだ。	けいさつがインターネットに書きこんだ中学生を見つけ出し、その中学生はたいほされた。										

（4）指導のポイント

- ・子どもにとって身近な題材を取り上げる。

実践事例2 ～ネット上での誹謗中傷を防ぐために～

掲示板への書き込みが、心に傷跡を残す(対象学年:小学校中学年)

(1) 目標

何気ない書き込みが相手を傷つけることがあることを理解させ、ネット上で誹謗中傷などの書き込みを絶対にしない態度を身に付ける。

(2) 題材について

携帯電話上のサイトやインターネット上の掲示板サイトなどを中心に、匿名性を悪用した誹謗中傷が後を絶たず、いわゆる「ネットいじめ」が大きな問題となっている。

電子メール利用上のマナーや、個人情報の保護についての指導を行うとともに、一度書き込んだ内容は取り消せないことや、犯罪につながる場合もあることを理解させたい。

(3) 指導計画案

児童の活動	評価()と留意点()
実際の掲示板の書き込みを見て、気付いたことや、誹謗中傷を受けた相手の気持ちを考え、交流する。 掲示板の実態や、それに関連した犯罪の実態を知る。また、書き込んだ内容の消去は難しいことや、アクセスした足跡(アクセスログ)が残るということを知り、実際に検挙された例を知る。 今後、どのようなことに気をつけなければならないかを考える。	どのような行為が、ルール、マナーに反する行為か知り、絶対にしてはいけないことが理解できる。 顔が見えなくても相手の心情を配慮した情報の発信ができる。 アクセスログについて説明する。 「書き込まない」「人を傷つける書き込みはしない」「見ない」などの考えを期待したい。

(4) 指導のポイント

- ・誹謗中傷等の書き込みは、インターネット上のマナー違反だけでなく、名誉毀損や侮辱罪等の触法行為に当たることを理解させる。
- ・悪意をもった意図的な書き込みとともに、何気ない書き込みが相手を傷つける可能性があることを理解させる。

子どもへの指導とともに、家庭への働きかけも重要である。ネット社会が抱えている問題を投げかけ、子どもと約束することや、フィルタリングなどにより、有害情報を防ぐ方法を具体的に紹介していくことが重要である。

実践事例3 ～電子メールの正しい知識について～

チェーンメールは迷惑メール(対象学年:小学校高学年)

(1) 目標

チェーンメールなどの迷惑メールの問題点に気付き，チェーンメールは絶対にしてはいけないことを理解する。

(2) 題材について

本單元では，チェーンメールを送ることで，受信者に恐怖を与えたり，送信者の都合を相手に押し付けたり，うそやいたずらが無限に広がったりする問題点があることを理解し，困った時には，家族や先生に相談することや，チェーンメールを止める態度を身に付けさせたい。

(3) 指導計画案

児童の活動	評価()と留意点()
<p>「恐怖系」のチェーンメールを提示する。 提示したメールを「チェーンメール」と呼ぶことを知らせる。 自分のところに届いたら，どう思うか考えさせる。 提示したメールの問題点をグループで話し合い，発表する</p> <p>チェーンメールには，絶対にかかわらないことがわかる。</p>	<p>チェーンメールの問題点に気付くことができたか。 メールの問題点を示す。 例：言われた人数分回したら10回目には何人になるかなど。 チェーンメールの見分け方を知らせ，迷惑メールであることに気付かせる。 自分の所に届いた時には，先生や保護者に相談することを教える。 チェーンメールを止めようとする態度を身に付けられたか。</p>

(4) 指導のポイント

- ・メールやインターネットの仕組みから，転送しなくても何も起こらないことを知らせる。

迷惑メール相談センター

URL <http://www.dekyo.or.jp/>

チェーンメールの捨て場

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 1 risu1@ezweb.ne.jp | 2 risu2@ezweb.ne.jp | 3 risu3@ezweb.ne.jp |
| 4 kuris1@softbank.ne.jp | 5 kuris2@softbank.ne.jp | |
| 6 dakef1@docomo.ne.jp | 7 dakef2@docomo.ne.jp | |
| 8 dakef3@docomo.ne.jp | 9 dakef4@docomo.ne.jp | 10 dakef5@docomo.ne.jp |

チェーンメール ...不幸の手紙のように連鎖的に転送されて，大量に流通する電子メールのこと。受信者を不安にさせるもの，人の善意を利用してデマを流すことを目的にしたものなどがある。

実践事例 4 ～個人情報の保護について～

あまい言葉にご用心(対象学年:小学校高学年)

(1) 目標

インターネット上には、名前や住所などの個人情報の入力を求められるサイトがあることを知り、絶対に個人情報を提供しない態度を身に付ける。

(2) 題材について

インターネット上には、アンケートや懸賞などの Web サイトが多数存在する。そこで、入力された個人情報が他の目的に使われたり、他者へ売買されることもある。名簿を売買している業者等もあり、出会い系サイトからの勧誘メールや悪徳業者からの架空請求が送られてくる場合もある。

本題材では、個人情報の保護の大切さを知り、安易に情報を提供しないことや、そのような場面に出会ったときにどのように対処すればよいか理解させたい。

(3) 指導計画案

児童の活動	評価()と留意点()
<p>個人情報を奪う擬似サイトを体験する。</p> <p>入力終了後の画面を見て思った事を発表する。</p> <p>セリフから個人情報とは何かを考える。</p>  <p>個人情報を得た人がこれからどんな事をしようとするのかを考える。</p>  <p>個人情報画面に出会ったらどうすればよいかを考える。</p>  <p>インターネット以外でも個人情報を求められる場合があることを考える。</p>	<p>ジャストスマイルの「つたわるネット」を使用させる。</p> <p>擬似サイトである事を伏せておく。</p> <p>擬似サイトであった事を知らせる。</p> <p>子どもにわかりやすいように整理する。</p> <p>具体的に意見を出させる。</p> <p>流失した情報は、削除するのがたいへん難しい事を知らせる。</p> <p>「家の人に知らせる」「×を押す」等の意見を期待したい。</p> <p>個人情報入力画面に出会ったときの対処法がわかる。</p>  <p>「電話」「アンケート」などの答えを期待したい。</p> <p>個人情報はもらしてはいけないことがわかってるか。</p>

実践事例5 ~ インターネット上の不正請求について ~
危険なクリックに注意しよう(対象学年:中学生)

(1) 目 標

ワンクリック詐欺などネット上の不正請求などの存在を知り，その対処法を知る。

(2) 題材について

携帯電話やインターネット上では広告メールが飛び交っており，悪意のある送信者は，無差別にメールを送りつけ，その中には架空請求やワンクリック詐欺という仕掛けをしている危険なメールも存在している。特にメールに掲載されている URL をクリックすると，多額な登録料や入会金を不当に請求されることもある。

本単元では，架空請求を取り上げ，その実態や対処法について学習し，今後の生活で被害にあわないような態度を身に付けさせたい。

(3) 指導計画案

生徒の活動	評価()と留意点()
<p>架空請求の例を見る。</p> <div data-bbox="264 880 699 1279" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>あなたご利用になったインターネットサイトの利用料がまだ入金されておりません。至急、下記の口座に入金をお願いします。入金がない場合は、1日5000円の延滞金がかかります。また、2週間入金がない場合は、電子メールアドレスから氏名調査・所在調査を行い、ご自宅に回収にうかがいます。なお、その際は交通費として別に2万円いただきます。</p> <p>ご不明の点がございましたら、下記電話番号までお問い合わせください。</p> <p>入金口座 ABC銀行OO支店 普通 1234567</p> <p style="text-align: right;">ABC債権回収会社 連絡先 03-1234-5678</p> </div> <p>例を見て，どのように感じるか話し合う。</p> <p>なぜ怖いと思うかを話し合う。</p> <p>返信したり，電話をしたりするとどうなるかを考える。</p> <p>ワンクリック詐欺の対処方法を知る。</p> <p>自分では判断せず，必ず大人に相談することや，興味本位で危険と思われるサイトには入らないことを理解する。</p>	<p>子どもたちにも同じプリントを配布しておく。</p> <p>怖いと思う心理を利用していることに気付かせる。</p> <p>「しつこく請求される」「電話が直接かかってくる」などの声を引き出したい。</p> <p>ワンクリック詐欺とはどのようなものかがわかる。</p> <p>「こちらから個人情報をお明かせないこと」「どんなに怖くても無視をすること」を知らせる。</p> <p>対処法がわかる。</p>

実践事例6 ～出会い系サイト等有害情報から子どもを守るために～
興味本位がたいへんなことに(対象学年:中学生)

(1) 目 標

ネット上での出会いの怖さを知り，匿名であることの危険性に気付く。

(2) 題材について

インターネット上や携帯電話における「出会い系サイト」と呼ばれるサイトについては，最近ではコミュニティサイトと呼ばれる無料のゲームや，音楽情報満載のサイトに様変わりし，子どもたちが危険性を感じないスタイルへと変化している。「モバイルゲーム(モバゲー)」や「テレビ番組等の意見交換」のサイト上で，チャットやメール交換が行われ，実際に会うところまで発展し，トラブルに巻き込まれるケースも増えている。

子どもたちは出会い系サイトに興味本位に，軽い気持ちでアクセスすることが多く，性的被害に及ぶ可能性さえあることをしっかり指導する必要がある。

本題材では，ネット上における匿名での出会いが，様々な犯罪を引き起こす危険性があることを知り，それらを回避するための主体的な判断を行うことができる態度を身に付けさせたい。

(3) 指導計画案

生徒の活動	評価()と留意点()
<p>コミュニティサイトで仲良くなり，実際に会った時に，無理やり連れて行かれそうになった事例を知る。</p> <p>どうして，例のような手口ができるのかを話し合う。</p> <p>例のようにならないためにはどうすればよいかを話し合う。</p> <p>「むやみに個人情報をおかさない」「出会い系サイト等を利用しない」という2つの点を理解する。</p>	<p>イラストやプレゼンテーション，スライド等で提示する。</p> <p>実際にあった事例を紹介する。</p> <p>「成りすましができる」「優しいふりができる」等の意見を引き出したい。</p> <p>匿名性の怖さに気づくことができる。</p> <p>出会い系サイトの危険性を知り，使用しない態度が身についたか。</p>

(4) 指導のポイント

- ・出会い系やコミュニティサイトを利用させないことをしっかり指導する。

【出会い系サイトの被害等】

知り合った男の経営する風俗店で働かされた・・・

最初から殺す目的で呼び出された・・・

複数の男に性的暴行を受けた・・・

誘拐されて，親に身代金要求の電話が入った・・・

18歳未満は出会い系サイトを使ってはいけません！

モバゲー ...モバイルゲームの略。携帯電話端末専用のためパソコン，PHS 端末からのアクセスは一切できない。利用者のほとんどが高校生を中心とする若年層である。

実践事例7 ～パソコンや携帯電話が健康に与える影響について～
 楽しいこともほどほどに（対象学年：小学校高学年～中学生）

（1）目 標

パソコンを長時間使用することで、健康上の問題点が起こることを理解する。

（2）題材について

インターネットの世界は、24時間、オンラインゲームができたり、チャットや掲示板等が利用できるもので、夢中になりすぎると夜更かしをして体調を崩したり、ディスプレイを凝視することにより、視力の低下を招くこともある。

本単元では、長時間使用することにより健康上の弊害があることを知る。

（3）指導計画案

児童生徒の活動	評価（ ）と留意点（ ）
1日どのくらいの時間パソコンをやっているかを答える。	夜何時頃までやっているかも答えさせる。
長い時間やり続けると体や生活にどのような問題が出てくるかを考える。	視力や抵抗力の低下、寝不足等の問題に気付かせたい。 問題点を把握できているか。
韓国で2004年に80時間不眠不休でオンラインゲームをしていた若者が死亡した事件を聞く。	極端な例であるが、長時間やり続けることは体に害があることをしっかりと確認させる。
自分の生活を振り返り、生活を改善する態度を身につける。	具体的に答えさせる。 1日にパソコンを利用する時間を設定したり、終わる時刻を設定したりするなどの答えを期待したい。 自分の生活に関連させながら改善策を考えられたか。

（4）指導のポイント

- ・家庭での指導が大切であるため、家庭におけるパソコン利用のルールづくりを啓発するなど、家庭との連携を深める。
- ・「ゲーム脳」や「依存症」など、具体的な影響について触れる。

4 保護者と連携した情報モラル指導

(1) 家庭での指導の重要性

子どもが利用するインターネットや携帯電話は、保護者が契約しているため、インターネットや携帯電話の利用についての指導は、学校の指導だけではなく、家庭での指導がたいへん重要です。学校で指導している内容を示すとともに、「学校で指導すること」「家庭で指導すること」など、それぞれの役割を明確にすることが、実効のある指導へとつながります。

家庭と連携を図るための学校の取り組みとして、例えば、保護者会などで、学校で取り組んでいる情報モラル指導の概要や、インターネットや携帯電話の利用にかかわる課題などを保護者に伝えるとともに、一緒に研修することなどが考えられます。また、小中学校で連携した取り組みをすることも効果的です。

連携する時に大切なことは...

インターネットや携帯電話の事件・事故は、都会だけでなく、場所を問わず起こっています。

実際に、身近なところで起きている事件などを例に挙げ、保護者の危機意識や責任意識を高めることが大切です。



〔函館市で起こった事例〕

携帯電話の出会い系サイトで知り合った中学3年の女子生徒(15)にわいせつ行為をしたとして、児童買春・ポルノ禁止法違反の罪に問われた北海道函館市の男(30)に対し検察側が懲役1年を求刑、即日結審した。

コラム 保護者の情報モラルへの意識を高める工夫

「親子で考える情報モラル」の授業

授業参観などで、「親子で考える情報モラル」などの題材を取り上げることにより、保護者の情報モラルに対する意識も高まり、より効果的です。

「アンケート調査による実態の把握」

保護者に、子どものインターネットや携帯電話の利用状況をアンケート調査し、実態を把握するとともに、保護者への啓発資料の配付等を通して、保護者の意識を高めることもできます。



(2) 家庭における「情報モラル」教育のポイント

以下に、各家庭における「情報モラル」教育のポイントを示します。

保護者は、子どもがインターネットや携帯電話を使って何をしているのかを把握することが大切です。特に、あらゆるパスワードは保護者も把握しておくことが重要です。

< 約束事の例 >

- ・他人を傷つけるような悪口や無責任な噂、落書きなどは絶対に書き込まない。
- ・署名を要求する欄に、自分の名前や住所を書き込まない。
- ・知らない人からの電子メールは開かない。
- ・知らない人からの携帯電話には出ない。着信履歴からも電話しない。
- ・心配なときは、保護者に必ず相談する。
- ・コンピュータを利用する時間を決める。
- ・コンピュータは、保護者の目の届く場所に設置する。

子どもが使うコンピュータ、携帯電話には、フィルタリングソフトを導入し、特にコンピュータにはウィルスへの対策も必要です。

自宅のコンピュータのウィルス対策ソフトやフィルタリングソフト、アプリケーションソフトなどを最新の状態にする作業を子どもに見せたり、やらせたりすることも大切です。

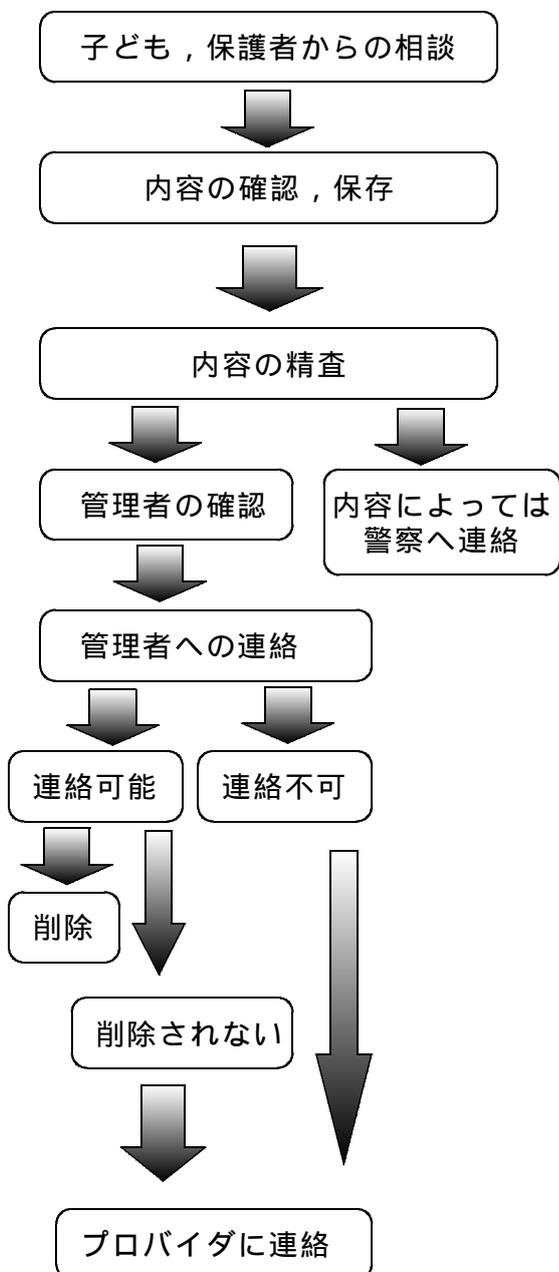


-
- ・フィルタリングソフト ...キーワードなどによって閲覧させることが不適切だと考えられる情報かどうかを判定し、不適切と判定した情報を遮断するソフトウェア。使用者や学年によって、遮断する情報を変更したり、利用時間を制限したりできる機能がある。

5 ネットトラブルへの対応

子どもや保護者から、掲示板などに悪質な書き込みをされたという相談を受けた場合には、次のような手順で対応します。

掲示板やチャット等への不適切な書き込みへの対応



相談を受けたら

- ・ 掲示板のURLを確認します。
- ・ 書き込まれた内容を確認します。

内容を確認する際には

- ・ ページを印刷し、URLも記録します。
- ・ 書き込みの内容によっては、記入者が特定できる場合があります。記入者本人であれば、すぐに削除することができます。

内容によってはすぐに警察へ連絡する場合も

- ・ 書き込みの内容が、殺人予告や誹謗中傷がひどい時には、すぐに警察へ連絡するケースもあります。

管理者への連絡は

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼します。
- ・ 削除依頼は被害者本人が申し出るのが望ましく、具体的なURLや削除内容を正確に伝えることが大切です。
- ・ 削除後は該当する子どもだけではなく、他の子どもにも大まかな経緯を説明し、再発防止に努めます。
- ・ 連絡できない場合、もしくは削除依頼に応じない場合は、プロバイダ等を確認し、削除の依頼をします。
- ・ ここまでで解決しない場合は、警察へ相談し、対応をお願いします。



資料編

「情報モラルチェックシート」 (児童生徒用)

次のチェックシートの当てはまるものに か×を付けてください。

	チェック内容	か×
1	パスワードは大切だが、忘れると困るので、親しい友人には教えておいたほうがよい	
2	迷惑メールやチェーンメールが来たら、何かあると怖いので、すぐ友人に送った方が安心だ	
3	怪しいメールや添付ファイルが来たが、必要なものだと困るので、とりあえず開いて確認してから捨てるようにしている	
4	ネットショッピングやゲームのアイテムの購入は自分でお金を持っていればしてもよい	
5	チャットや掲示板は本当のことならどんなことを書いても良い	
6	チャットや掲示板でたくさん話をした人となら、どんな人かわかっているので実際に会ってみてもよい	
7	たくさんの人に見てもらいたいので、チャットや掲示板、SNSにはできるだけ個人情報(自分の名前や住所)を書いた方がよい	
8	他の人が書いた文章や芸能人の写真や音楽はできるだけたくさんの人に紹介してあげた方がよい	
9	携帯電話については特に約束事を決めずに長い時間使っていることが多い	
10	困ったことがあってもしかられるので先生や親には相談しない方がいいと思う	

< 解説 >

- 1 × パスワードは絶対に他人に教えてはいけません。他人に教えるとあなたになりすまして悪事を働いたり、パスワードを変えられたりします。
- 2 × 迷惑メールやチェーンメールは絶対に他の人に回してはいけません。
- 3 × 怪しいメールや添付ファイルにはウイルスが入っていることがあるので、絶対に開かずに、すぐに削除しましょう。
- 4 × ネットショッピングやアイテムの購入は、保護者に相談して行うようにしましょう。
- 5 × 本当だからといって何を書いてもいいわけではありません。書かれた相手が傷つかないかしっかりと考えて情報発信をしましょう。内容によってはあなたが罪に問われることがあります
- 6 × チャットや掲示板で優しい人でも絶対に会ってはいけません。
- 7 × 個人情報をネットワーク上に載せると思わぬところで嫌な思いをします。絶対にやめましょう
- 8 × 他人の文章や写真を発信するためにはその人の許可が必要です。守らないでいると著作権の侵害という罪になる場合があります
- 9 × 健康被害や様々なことを考えると、携帯電話の利用はしっかりと約束事を作り、計画的に利用しましょう。
- 10 × 困ったことがあったら多少恥ずかしくてもすぐに親や先生に相談しましょう。長い時間放っておいたほうが大変なことになる場合があります。

先生のための「情報モラルチェックシート」

次のチェックシートをごらんになって当てはまるものに 印を付けてください。
いくつ 印が入るでしょうか

	チェック内容	印
1	情報化社会の動きや，児童生徒が発信する情報に常に関心を持ち情報収集を行い，指導方法の検討をしている。	
2	教科や道徳，特別活動（学級活動），「総合的な学習の時間」で情報モラルを取りあげて，ネット社会のルールやマナーを守る態度を指導している	
3	児童生徒がインターネットを利用する際に，情報の正しさや安全性，健康面に気をつけて活用できるように指導している	
4	学校全体で情報モラルの指導計画を策定し，体系的に情報モラルを指導している	
5	調査活動などで Web 検索を利用する際に，インターネット上には虚偽や不適切な情報があることを指導している	
6	伝え合う力を指導する際に，相手を思いやるコミュニケーションについて指導している	
7	パスワードや自他の情報など，情報セキュリティの基本的な知識を身につけるように指導している	
8	コンピュータの置き場所や使い方，履歴の管理などを保護者に指導し，家庭でのルール作りを勧めている	
9	保護者懇談会では情報モラルについて取り上げ，話題にすると共に啓発に努めている	
10	保護者と連絡を密にして，コンピュータや携帯電話の使い方について児童生徒の実態をよく知っている	

印の数	アドバイス
1～2個	子どものために，情報モラルについてももう少し関心を持ち取り組みましょう。まずはこのガイドブックを熟読してください。
3～5個	よく頑張っていますが，まだやるべきことはたくさんあります。周囲にいる情報モラルに詳しい先生と協力し，取り組むことを期待します。
6～8個	よくできています。教師としてやるべきことがしっかり見えているように思います。是非とも学年，学校内で中心となって情報モラルについて取り組んでいただきたいです。
9～10個	すばらしいです。あなたが取り組まれている実践を学校内外に広げるとともに，これからも情報収集に努め，新たな問題にも適切に対応し課題解決されることを望みます。

保護者のための「情報モラルチェックシート」

次のチェックシートをごらんになって当てはまるものに 印を付けてください。
いくつ 印が入るでしょうか

	チェック内容	印
1	情報モラルに関する様々な事件や問題点について、興味関心を持ち、新聞やテレビ、インターネットで情報を集めている	
2	家庭では、子どもと話し合っってコンピュータ、携帯電話などを使う際のルールを作り、守らせている	
3	質問2のルールが守られなかったときは、利用停止や解約など、厳しい姿勢で臨むことにしている	
4	コンピュータは子どもだけで使う部屋には置かず、家族の目が届く居間などで使うようにしている	
5	子どもに携帯電話を与える前に本当に必要か検討しているほか、フィルタリングサービスの契約をしている。	
6	ブラウザやフィルタリングソフトのページ閲覧履歴を定期的に見て子どもがどのようなページを見ているか確認している	
7	子どもに勝手にネットショッピングをさせていない	
8	子どもの携帯電話やパソコンのパスワードについては、かけさせないか、親も一緒に管理をしている	
9	子どもの様子が気になるようなら、すぐに学級担任やカウンセラーと連絡をとるようにしている	
10	家族での会話を大切にし、学校や家での出来事について何でも相談できる雰囲気を作っている	

印の数	アドバイス
1～2個	便利でもあり危険な道具をただ子どもに持たせていませんか？保護者として子どもがどんな情報に接しているか関心を持ってください。
3～5個	保護者としてやるべきことはしています。しかし、今の状況に対応するにはまだまだ不十分です。ネット上の危険から子どもを守る方法を様々なガイドブックなどから入手し、実践してほしいです。
6～8個	情報に対するしっかりとした考えをお持ちで、保護者として立派です。しかしまだやらなくてはならないこともありますので、さらに今の取り組みを進めてください。
9～10個	素晴らしいです。あなたの取り組みを是非周囲の保護者にも広げてください。また、子どもの様子から新しい問題が見つかったときには、先生方と協力をして問題解決に当たってください。

携帯電話の利便性と危険性について

平成 年 月 日()
中学校 生徒指導部

携帯電話の普及は我々の予想を大きく超えて、特に小中学生に浸透してきています。通話の他にメール、webの閲覧、そして動画や音楽を楽しむための端末(PDA)として利用されています。それらを考えるとき、携帯電話はとても有効な道具です。しかし、子どもが無防備に使うことにより、事件やトラブルに巻き込まれる例が後を絶ちません。

生徒の携帯電話所持の状況を考えたとき、携帯電話の危険性を十分指導するとともに、子どもに携帯電話を持たせる保護者への啓発を積極的に進め、ともに取り組んでいく必要があります。

< 携帯電話の利点 >

- ・いつでもどこでも連絡ができる
- ・SOS発信ができる
- ・言いにくいことなどを手紙感覚で手頃に発信できる
- ・音楽、動画、デジカメ、アラームなど、電話機能以外にも多種多彩な利用方法がある

< 携帯電話の危険性 >

子どもの姿がつかみにくい

- ・いつ、誰と、どんな連絡を取り合っているのか見えにくい。

トラブルに巻き込まれることがある

- ・悪口、口げんかが「ブログ」「掲示板」等で配信され、人間関係がこじれる。

交友関係の拡大

- ・メールを通じ、広範囲に交友関係が広がり、外泊や家出、不純異性交遊に発展することがある。

危険な世界がすぐそばにある

- ・出会い系サイト、ネット詐欺、有害情報など、実際に子どもたちが被害に会う可能性が高い。
- ・わいせつ画像や児童ポルノ画像、違法な薬物の販売などの「違法情報」や、風俗店の広告、他人を誹謗中傷することが書かれた掲示板など、好ましくない情報へのアクセスにより、悪影響を受けることがある。

その他

- ・深夜まで及ぶ携帯電話の利用で、健康に悪影響を及ぼす。
- ・学習時間が少なくなり、成績に影響する。
- ・利用料金が月数万円になるなど、金銭感覚に悪影響を及ぼす。
- ・携帯電話を持たせることで、いつでも連絡ができるという安心感から、保護者が子どもの行動に注意を払わなくなる。

<保護者に伝えたいこと>

携帯電話が本当に必要なのか考える。

携帯電話所持における約束事をつくる。

- ・ 使用時間や使用金額の約束（夜は何時まで，通話はいくらまで）
親が内容（発信・着信履歴やメールなど）を確認してもよい使い方を
する。



携帯電話による事件について話し合う。

携帯電話やインターネットによる事件，事故について話し合うこと
で意識を高める。

メールや web のパスワードは保護者と共に管理させる。

子どもだけがパスワードを知っており，親が万が一の際に確認できないのでは困ります。
あくまで，保護者が管理者であることの意識を高めることが必要です。

各社で提供している有害サイトのアクセス制限（フィルタリング）を有効にする。

携帯各社ともに有害サイトへのアクセスを制限する方法があります。
購入の際などに，このような制限をかけておくことが一つの方法です。

docomo キッズiモード

(http://www.nttdocomo.co.jp/service/imode/menu_site/kids_imode/index.html)

ドコモの携帯電話から局番なしの151（無料）

制限レベル，制限時間などを選択することができるため3社の中で一番使い勝手がよい

au 安心EZサービス

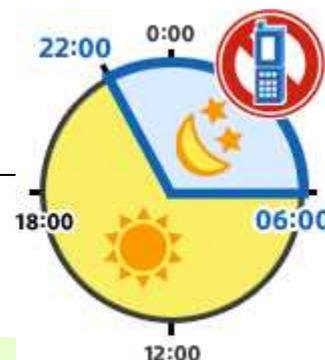
(http://www.au.kddi.com/ezweb/service/anshin_access/index.html)

auの携帯電話から局番なしの157（無料）

Softbank web 利用制限

(http://mb.softbank.jp/mb/support/safety/web/for_kids.html)

ソフトバンクの携帯電話から局番なしの157（無料）



<まとめ>

私たちの生活を便利にしてくれる携帯電話ですが，まだまだ子どもたちの携帯電話の利用に関する指導が不十分だと思われます。

このような中ですが，子どもたちの携帯電話所持率が高くなっており，多くの子どもたちが被害者になり，加害者にもなっている実態もあります。しかも，凄まじい速さで子どもが使うネットワークが広がっています。

それらに負けないためにも，まず，中学校として，子どもたちの管理責任がある保護者に働きかけ，保護者に対する啓発を図ることが急務であると考えます。

インターネットの 利便性と危険性



文章の作成，表計算，インターネット，ゲーム，メールなど，何でもできるパソコン。中学校では技術・家庭科でも学習しますが，知識が乏しかったり，使い方を間違えると大変なことに...

<パソコンの便利なところ>

- ・文章の作成，表計算ができる
- ・インターネットができる
- ・画像，動画が見られる
- ・ゲームができる
- ・ホームページが作れる
- ・情報を発信できる
- ・テレビ電話にもなる
- ・色々なことを調べることができる
- ・チャット（会話）無料電話
- ・ネットショッピング
- ・ネットオークション

<パソコン（インターネット）の 危険なところ>

出会い系サイトや
ネット詐欺，有害情報
など，危険な情報が
すぐそこにあり
対策が必要

匿名性があるので
掲示板での無責任な
発言や，ネット詐欺
にあうことも...

ウィルス？
悪意のあるクッキー
って何だろう？
気がつけば個人情報
がネット上に...

他人の著作権や
肖像権を簡単に侵害
しやすい

深夜までの利用で
・体調をくずす
・学力の低下

わいせつ画像や
児童ポルノ
好ましくない
情報へのアクセス

ネットに頼った
人間関係

**子どもとしっかり約束し，
保護者の管理の下で利用することが大切です。**

- ・クッキー ...ショッピングなどのホーム ページで入力したユーザー名やパスワードなどの情報を、パソコンに記憶させることができる機能。

小・中学生にとって 本当に必要ですか？携帯電話



とても便利な携帯電話。メールに通話，写真もとれて音楽も聴ける…。でも，携帯電話の怖さも知っていますか？

< 携帯電話の便利なところ >

- ・いつでもどこでも連絡ができる
- ・SOS発信ができる
- ・言いにくいことなどを手紙感覚で手頃に発信できる
- ・音楽，動画，カメラ，アラームなど，電話機能以外にも様々な利用方法がある

< 携帯電話の危険なところ >

いつ，誰とどんな
連絡をとっているのか
把握しにくい

書き込みが，悪口や
誹謗中傷に発展し，
トラブルになりやすい

掲示板，ブログ等の
メールを通じ
遠距離の友人や
不特定多数の友人が
でき，外泊や家出の
原因になりやすい

出会い系サイトや
ネット詐欺，有害情報
など，危険な情報が
身近にある

深夜までの利用で
・体調をくずす
・学力の低下
・高額料金の請求
などのトラブルに
発展する可能性

わいせつ画像や
児童ポルノ
好ましくない
情報へのアクセス

それでも，携帯電話は必要ですか？

文部科学省

* 「情報モラル」指導実践キックオフガイド
www.japet.or.jp/moral-guidebook/guidebook/moralguide_all.pdf

* インターネット活用のための情報モラル指導事例集
<http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf>

* インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編
<http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf>

* 情報モラル授業サポートセンター
<http://sweb.nctd.go.jp/support/>

* 情報モラル等指導サポート事業
http://sweb.nctd.go.jp/g_support/index.html

北海道教育委員会

* 情報モラル啓発リーフレット
www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kak/gyouhou-moraru00.htm

文化庁

* 場面对応型指導事例集 著作権教育 5 分間の使い方
<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/index.html>

* 著作権について
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>

総務省

* 国民のための情報セキュリティガイド
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

コンピュータ教育開発センター

* ネット社会の歩き方
<http://www.cec.or.jp/net-walk/>

教員研修センター

* 情報モラル研修教材 2005
http://akita-nct.jp/yamamoto/lecture/2006/1E/1st/kyouzai_2005/

警察庁

* キッズパトロール
<http://www.cyberpolice.go.jp/kids/>

北海道立消費生活センター

* 架空請求に注意！簡易メールでの請求も
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

北海道警察

* 警察安全相談
<http://www.police.pref.hokkaido.jp/info/soumu/soudanka/hot-top.html>

インターネットホットライン連絡協議会

* インターネットの有害サイトから子どもを守るために
<http://www.iajapan.org/hotline/>

情報処理推進機構

* 情報セキュリティ対策の強化・整備
<http://www.ipa.go.jp/security/isg/virus.html>

平成20年度 情報モラルにかかわる局通知一覧

年月日	標 題
6月 5日	インターネットや携帯電話での誹謗中傷等による 「新しい形のいじめ」にかかわる指導の徹底について（通知）
6月24日	インターネット掲示板に係る指導の徹底について（通知）
7月 2日	「インターネット上における犯行予告の防止」など情報モラルの 指導について（通知）
7月14日	インターネット掲示板への犯行予告の書き込み防止に向けた 児童生徒用チラシについて（通知）
7月29日	児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）

（平成20年7月31日現在）

上記の通知につきましては、
「北海道教育委員会」(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kak/h20tsuuti>)
のホームページにて、ご覧いただけます。

【主な参考・引用文献】

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ・「情報モラル」指導実践キックオフガイド | 社団法人日本教育工学振興会 |
| ・「情報モラル」授業サポートセンター | 文部科学省 |
| ・「情報モラル教育」指導資料 | 埼玉県教育委員会 |
| ・「ネット社会の歩き方」 | コンピュータ教育開発センター |
| ・インターネット活用ガイドブック(モラル・セキュリティ編) | コンピュータ教育開発センター |
| ・「事例で学ぶNetモラル」 | 三省堂 |
| ・平成19年度 函館市養護教育研究会 研究集録 | 函館市養護教育研究会 |
| ・情報モラル研修教材2005 | 独立行政法人教員研修センター |

[学校教育資料作成委員会]

委員長	函館市立八幡小学校	教頭	佐々木 宏 二
委員	函館市立亀田小学校	教諭	上山 佳彦
委員	函館市立湯川中学校	教諭	菅原 学
委員	函館市立東山小学校	教諭	武内 貴宏
委員	函館市立北中学校	教諭	本谷 聡

表紙絵：遺愛女子高等学校1年 三上奈々

学校教育指導資料

共に未来を生きる子どもの育成を目指して「情報モラル教育」の充実のために

発行 函館市教育委員会
函館市東雲町4番13号
電話(0138)21-3557
発行日 平成20年7月31日